当健康保険組合(以下「組合」という。)では、「従業員の健康寿命の延伸」を目指すべく、 事業所との連携(コラボヘルス)をより一層推進し、効率的かつ効果的な事業の実施に向け て、健診結果等の情報を事業所と組合で共有・活用することとなります。

ついては、個人情報保護法第 23 条第 5 項第 3 号 (\*)の規定により、 下記の事項を公表のうえ、その保有する個人情報(個人データ)について共同での利用を行いますの でお知らせいたします。

### (参考) 個人情報の保護に関する法律

(第三者提供の制限)第23条

- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- -中略-
- 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

#### 事業目的および内容

生活習慣病の予防を目的に下記①②の事業を実施します。

① 健診結果およびリスク保有者データの共有による事後指導(※1)

共同利用するデータ:生活習慣病関連項目

⇒事業所と組合で共同実施する生活習慣病健診、組合が実施する人間ドックの「生活習慣病 関連項目(血圧・脂質・血糖など)」及びその検査値がリスク保有判定値を上回る者につい て、情報を共有し、該当者の事後指導に活用します。

#### ② 高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨(※2)

共同利用するデータ:生活習慣病の発症リスクが高い方の未受診情報(例:血圧が高く、高 リスク保有判定値を上回る方で医療機関を受診していない等)

※病歴等の情報は含まれません⇒治療が必要と判断される「高リスク保有者」に対して、健保組合より「お知らせ」による受診勧奨を実施します。受診勧奨した後(3ヶ月経過後)、 医療機関への受診が確認できない場合は、事業所より受診勧奨を行う事もあります。

※1.2 生活習慣病項目・リスク判定基準や事後指導及び受診勧奨の内容については次表のとおりとなります。

健 診 項 目		保健指導判定値	受診勧奨判定値
血圧	収縮期(mmHg)	130	140
	拡張期(mmHg)	85	90
脂質	中性脂(mg/dL)	150	300
	HDL-C (mg/dL)	39	34
	LDL-C (mg/dL)	120	140
血糖	空腹時血糖(mg/dL)	100	126
	HbA1c (%)	5.6	6.5

生活習慣病とは、身体活動・運動や食事、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が発症の原因と深く関与している疾患の総称です。脳血管疾患・心疾患、動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常などが該当し、日本人の死亡原因において非常に高い割合を占めており、健康寿命の延伸の阻害要因になっているだけでなく、医療費にも大きな影響を与えています。生活習慣病は、(1)自覚症状がないまま進行すること、(2)長年の生活習慣に起因すること、

(3)疾患発症の予測ができることから、健診によって早期にリスクを発見し、生活習慣病を発症しないように対策を打つことが可能です。

▽生活習慣病についての詳細はこちら(スマート・ライフ・プロジェクトの生活習慣病解説 ページにリンクしています)生活習慣病を知ろう! http://www.smartlife.go.jp/disease/

#### 共同利用する者の範囲

各事業所内の医師・保健師および健康管理責任者など

## 健保組合/保健事業課役職員

(責任者) 常務理事 TEL: 03-3664-6381

本事業で取り扱う個人情報には詳細なレセプト情報 (病歴・治療内容等) は含まれません。また、本事業の事業内容及び目的に沿った利用範囲内でのみ使用し、人事評価等に用いられることは一切ございません。上記の目的以外で使用された場合は、責任者および違反者に罰則が課せられます。なお、本事業でのデータ共有について同意されない場合は、健保組合にお申し出ください。

# さいごに

健康診断を受診することは、生活習慣病はもとよりがんの早期発見など、ご自身の命を守る ことにつながります。みなさまとご家族のためにも年に1度は必ず健康診断を受けましょ う!